

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年9月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第27号

## 墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年墨田区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「し、その順位は、次に掲げる順序と」を削り、同項各号を削り、同条第4項中「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、「同順位の」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前2項の規定にかかわらず」を「これらの項の規定にかかわらず」に、「第1項に規定する」を「第2項各号に掲げる」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 死亡した者に係る第2項各号に掲げる遺族のいずれもが存しない場合にあつて、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対し、災害弔慰金を支給するものとする。この場合における災害弔慰金の支給の順位は、死亡した者の死亡当時において、主としてその者の収入により生計を維持していた兄弟姉妹を先にし、その他の兄弟姉妹を後にする。

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 災害弔慰金を支給する遺族の順位は、死亡した者の死亡当時において、主としてその者の収入により生計を維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にするものとし、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。